

(仮称)日光市男女共同参画推進条例(案)に対する意見募集の結果

市では、男女がお互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現をめざしています。

(仮称)日光市男女共同参画推進条例(案)を平成20年11月5日～12月4日の間、公表し意見を募集しましたところ、貴重なご意見をいただきました。そのご意見の内容と市の考え方を公表いたします。

今回、寄せられましたご意見を参考にしながら、男女共同参画推進条例の制定を進めさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

1. 意見募集の実施状況

(1)意見の募集期間

平成20年11月5日(水)～12月4日(木)

(2)意見の提出状況

4名(6件)

(3)問い合わせ先

〒321-1292 日光市企画部男女共同参画課 TEL(0288)-21-5148(直通)

FAX(0288)-21-5109

Eメール danjo-sankaku@city.nikko.lg.jp

2. 意見の概要と市の考え方

	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>第4条(市の責務) 第5条(市民の責務) 「市が実施する施策に協力するよう努める」市民像でいいのか。主体的に男女平等社会をつくっていく市民像が感じられない。 男女が自由かつ平等な社会は、どんな美辞麗句を並べようと観念論では実現できない。実現するには、個々の市民が内在から目覚め行動することである。目覚めと実践は唯一、学習とその過程で体験する行動の発火点としての感動である。 従って、市の責務は、感動を伴うような学習機会を準備すること。女性に与えられた妊娠・出産・主としての育児を容易にする体制や施設を整備することである。 学習 感動 目覚め 実践 反省 実践のスパイラルを拡大していく不断的努力によってのみ、真の男女平等社会は実現できることを明記すべきである。</p>	<p>男女共同参画の推進のためには、あらゆる分野において市民自らが意識改革を行い、行動していくことが必要であるため、第5条第1項を規定しています。家庭においては家事などの家庭責任を見直していくこと、職場においては個人の能力を発揮できるような環境整備を進めること、学校においては男女平等意識を育む教育を充実させること、地域においては地域組織の中で男女が共に方針決定を行うこと等が求められます。 本条例は基本的人権の尊重に基づくものであり、市民の責務は本来、主体的なものであることが望ましいと考えます。第2項の市が実施する施策に対する市民の関わり方は内容により、また、個人によって異なるものと考えられることから、強い努力義務規定は避けています。 第4条は、男女共同参画を推進するために市が行う第2章からの基本的施策の実施を義務規定としています。ご指摘の市の責務につきましては、第9条第1項で、市民が男女共同参画に対して理解を深め、推進に向けた取組みを積極的に行うこ</p>

		<p>とができるような学習機会の充実を含むものとして規定しています。また、第 13 条第 1 項では、出産、子育て、介護を支援するための市の施策の充実を図るものとして規定しています。</p> <p>ご指摘のとおり、不断の努力なしには、真の男女平等社会の実現を成し遂げることは困難であると認識しております。一人ひとりが個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮して生きていくことができる社会の実現を目指し地道に推進してまいります。</p> <p>条文については現行のとおりといたします。</p>
2	<p>第 9 条第 1・2 項(市民の理解を深めるための措置等)</p> <p>推進のため、啓発、普及、人材育成の取組みを積極的に講じてほしい。</p>	<p>広報活動を通じ広く市民に情報提供を行うとともに、研修会の開催など学習機会の充実を図ることにより、男女共同参画への理解を深めるための取組みを推進してまいります。</p> <p>また、推進の担い手を育成するため、県で実施する研修会への派遣を行い、研修後には活動の場を提供することにより人材を育成してまいります。</p>
3	<p>第 16 条(表彰)</p> <p>身近な自治会や地域団体を表彰することによって、市民により一層の男女共同参画の意識を高めることが期待できる。</p>	<p>表彰の対象である「事業者」には、自治会などの地域団体も含まれています。</p> <p>地域組織の中ではこれまでの慣行を見直し、男女が共に方針決定に携わることが可能な環境づくりが求められています。</p> <p>男女共同参画を推進している事業者に対し、表彰を行うとともに、その取組みを公表することにより、なお一層の奨励と他の事業者への啓発が期待できるものと考えます。</p>
4	<p>第 17 条(男女共同参画週間)</p> <p>毎年 3 月に男女共同参画週間を設けるとのこと。男女共同参画都市宣言を行った日(2007.3.15)である 3 月 15 日を日光市の「男女共同参画の日」と定め、15~21 日を週間とする。</p> <p>学校を含む公共団体・女性団体等の協力の下、広報活動等を含む各種行事を企画し、市民の啓発促進を図る。</p> <p>男女共同参画都市宣言の先進地(旧今市市は 2003.2.9 小山市に次いで県内 2 番目に宣言を行った。)である日光市から「男女共同参画の日」を全国に発信してほしい。</p>	<p>毎年、同じ期間にフォーラムの開催や啓発事業を実施することにより、「男女共同参画」を意識付けることを期し、男女共同参画週間を設けるものです。</p> <p>国や栃木県においては、毎年 6 月に男女共同参画週間を設け事業を行っていることから、本市においては、男女共同参画都市宣言の日(2007.3.15)を記念し、3 月 15 日を基準とした週間を設けるものです。</p> <p>ご提案のとおり、3 月 15 日を本市の「男女共同参画の日」と定め、15~21 日を週間として啓発してまいります。</p> <p>条文については現行のとおりといたします。</p>

5	<p>第 24 条第 3 項（日光市男女共同参画審議会の設置及び組織）</p> <p>県の地域推進員の登用をお願いします。</p> <p>合併と同時に各地域の推進員が 1 つになり個人、地域、協議会で勉強中であり、県の研修の中でも県内の問題について、情報交換を行っております。</p> <p>日光市のために、男女共同参画をさらに推進していきたいと推進員一同、思っています。</p>	<p>男女共同参画に関しての施策は、広範多岐にわたっているため、広い視野に立った総合的なご意見が必要であります。委員の構成には、学識経験者、市民組織代表者、市民公募等による審議会を設置したいと考えております。</p> <p>ご意見は、参考とさせていただきます。</p>
6	<p>県や他市の条例を読みましたが、本市の条例、よくできていると感じました。</p> <p>このままでいいかと思いますが、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉がまだ一般に浸透していないような気がします。画期的であり説明もありますが、この横文字を使用しないですむのならよいのではと考えます。</p> <p>また、セクハラやDVの措置として、被害者の保護や自立のための支援、緊急一時保護まで考えて組み入れてあるのは、すごいと思いました。</p>	<p>共働き世帯の増加など、時代の変化に対応していない働き方や性別による固定的な役割分担の存在等を背景として、仕事と生活の調和がとれない社会状況が問題となっています。仕事と私生活をバランスよく調和させることにより、家族との関わりを深めること、趣味や地域活動を行うこと、自分の時間を持つことが可能になるとともに、仕事への意欲や能率を向上させるなど、男女共にメリットがあると考えられています。2007 年、国において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針」が策定され、男女共同参画社会の形成及び少子化対策の上で、重要な施策として位置付けています。この用語を周知し、機運の醸成を図るためにも、条文については現行のとおりといたします。</p> <p>また、男女共同参画を推進する上で、性別に起因する基本的な権利侵害であるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の防止及び支援につきましては、重要施策として取り組んでまいります。</p>